

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 5 売買春への対策の推進

ア 売買春の根絶に向けた取締りの強化

1 主な施策の取組状況																	
① <input type="checkbox"/> 売買春の取締りの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察では、女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律、児童福祉法、及び地方公共団体が定める青少年保護育成条例等を適用し、取締りの強化を図ってきた。 ・ また、被疑者を検挙した場合等には、時機に応じて適切に報道発表を行っている。 																	
2 取組結果に対する評価																	
① 売買春の取締りの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童買春事件については、平成 23 年中、842 件、24 年中、695 件、25 年中、709 件を送致している。 ・ 平成 25 年中における売春防止法違反の検挙件数は 1,030 件、人員は 639 人となっている。 																	
3 今後の方向性、検討課題等																	
① <input type="checkbox"/> 売買春の取締りの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も引き続き、女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法等の関係規定を適切に運用し、取締りを行っていく。 ・ 今後も、引き続き児童買春の取締りを推進していく。 																	
4 参考データ、関連政策評価等																	
① <input type="checkbox"/> 売買春の取締りの強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 売春防止法違反の検挙状況の推移 																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">平成 22 年</th> <th style="width: 15%;">平成 23 年</th> <th style="width: 15%;">平成 24 年</th> <th style="width: 15%;">平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">売春防止法</td> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">1386</td> <td style="text-align: center;">1138</td> <td style="text-align: center;">1079</td> <td style="text-align: center;">1030</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人員</td> <td style="text-align: center;">727</td> <td style="text-align: center;">675</td> <td style="text-align: center;">701</td> <td style="text-align: center;">639</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	売春防止法	件数	1386	1138	1079	1030	人員	727	675	701	639
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年													
売春防止法	件数	1386	1138	1079	1030												
	人員	727	675	701	639												
(出典「平成 25 年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)																	
○ 児童買春事犯の送致状況																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">平成 22 年</th> <th style="width: 15%;">平成 23 年</th> <th style="width: 15%;">平成 24 年</th> <th style="width: 15%;">平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">送致件数 (件)</td> <td style="text-align: center;">954</td> <td style="text-align: center;">842</td> <td style="text-align: center;">695</td> <td style="text-align: center;">709</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">送致人員 (人)</td> <td style="text-align: center;">701</td> <td style="text-align: center;">662</td> <td style="text-align: center;">579</td> <td style="text-align: center;">641</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	送致件数 (件)	954	842	695	709	送致人員 (人)	701	662	579	641	
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年													
送致件数 (件)	954	842	695	709													
送致人員 (人)	701	662	579	641													

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 5 売買春への対策の推進

ア 売買春の根絶に向けた対策の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 啓発活動の推進</p> <p>・法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、インターネット配信、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベント等における啓発活動を実施している。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 啓発活動の推進</p> <p>・「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、女性の人権を尊重するという計画の要請にかなった活動を行っていると評価する。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 啓発活動の推進</p> <p>・今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取組んでいくこととする。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 5 売買春への対策の推進

ア 売買春の根絶に向けた対策の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月に行われている「女性に対する暴力をなくす運動」において、売買春を含む女性に対する暴力を根絶するため、ポスターやリーフレットを作成・配布するとともに、内閣府ホームページに掲載した。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月に行われている「女性に対する暴力をなくす運動」において、売買春を含む女性に対する暴力を根絶するため、ポスターやリーフレットを作成・配布し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことにより、売買春の根絶に向けた諸対策に関して、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報啓発活動を実施し、国民の意識啓発と協力の確保に努める。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 5 売買春への対策の推進

ア 売買春の根絶に向けた対策の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>厚生労働省では、各自治体における婦人相談所の相談等に関する広報事業に要する費用の一部について補助を行っている。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待・DV 対策統合補助金において、婦人保護事業の啓蒙普及を行っており、昨年度（25年度）は38箇所（47都道府県中）において実施した。） ・政府全体（取りまとめ：内閣府男女共同参画局）として、毎年 11 月を「女性に対する暴力をなくす運動」月間（11/12～25）とし、この中で「売買春に関する相談」を受け付ける事について、広く国民に対して周知が行われている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待・DV 統合補助金中の「婦人保護事業啓蒙普及事業」について、継続して実施する予定である。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>児童虐待・DV 統合補助金（本補助金の中で、「婦人保護事業啓蒙普及事業」を実施している。）</p> <p>平成 22 年度予算額 2,505,705 千円の内数</p> <p>平成 26 年度予算額 3,742,620 千円の内数</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 5 売買春への対策の推進

ア 売買春の根絶に向けた対策の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育においては、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導することとしている。 ・独立行政法人国立女性教育会館では、性暴力に関する取組事例を男女共同参画推進フォーラム等の主催事業において参加者に紹介している。また、人身取引の国際的、多面的側面に着目し、防止に向けた教育・啓発に必要とされるグローバルな視野を持った地域の活動と連携・協力を資する調査研究を行い、地方自治体や男女共同参画センター等が活用できるブックレット及びパネル、リーフレットを作成した。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買春の根絶に向けた対策の推進に資するものであったと考えられる。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、性暴力に関する取組事例を男女共同参画推進フォーラム等の主催事業において参加者に紹介していく。また、引き続き、人身取引の教育・啓発に関するパネルの貸出を行う。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 5 売買春への対策の推進

イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>①売買春からの女性保護、②社会復帰支援の充実、③関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売春防止法5条違反のケース等、売春による被害女性の保護及び社会復帰支援について、婦人相談所、婦人相談員等において支援を行っており、児童虐待・DV 統合補助金において、婦人相談所と関係機関等との連携強化のための「DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業」を実施している。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>①売買春からの女性保護、②社会復帰支援の充実、③関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所の相談・一時保護の件数の中で、売春事案が占める件数は低下している。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>①売買春からの女性保護、②社会復帰支援の充実、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女共同参画基本計画が始まった平成22年度以降、児童虐待・DV 統合補助金の中の「売春・DV 対策機能強化事業」において、住民等に対する啓蒙普及事業を行っており、今後についても継続して実施する予定である。 <p>③関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成20年：閣・国公委・法務・厚労告一)において、婦人相談員を設置していない市は、設置について検討する事を規定している。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待・DV 統合補助金(本補助金の中で、住民等に対する啓蒙普及事業に係る事業及びDV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業を実施している。) <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度予算額 2,505,705千円の内数 平成26年度予算額 3,742,620千円の内数 ・婦人相談員 配置数推移(都道府県・市)について <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度 1,074人 平成25年度 1,235人

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 5 売買春への対策の推進
イ 売買春からの女性の保護, 社会復帰支援

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 社会復帰支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年院においては、女子少年に対する矯正教育の一つとして、性に関するプログラムを作成し、平成 26 年度から試行を開始した。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 社会復帰支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子少年に対しては、これまで性に関する矯正教育を各施設において、実施してきたところ、この度、標準的なプログラムを作成し、その試行を開始したところであり、試行結果を踏まえ、必要な見直しを行うこととしている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 社会復帰支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から実施している施行の結果を検証し、必要な見直しを行い、より効果的なプログラムを作成することとしている。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>特になし</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 5 売買春への対策の推進

イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>③ 関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搾取を伴う売春被害者については、適切に保護し、婦人相談所等関係機関との連携強化を図っている。 																						
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>③ 関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年中における売春防止法違反の検挙件数は 1,030 件、人員は 639 人となっている。 																						
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>③ 関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搾取を伴う売春被害者については人身取引を念頭に、引き続き婦人相談所等関係機関との連携強化に努めていく。 																						
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>③ 関係機関との連携の強化</p> <p>○ 売春防止法違反の検挙状況の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">平成 22 年</th> <th style="width: 15%;">平成 23 年</th> <th style="width: 15%;">平成 24 年</th> <th style="width: 15%;">平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: left;">売春防止法</td> <td style="width: 5%;">件数</td> <td>1386</td> <td>1138</td> <td>1079</td> <td>1030</td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td>727</td> <td>675</td> <td>701</td> <td>639</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典「平成 25 年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)</p>								平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	売春防止法	件数	1386	1138	1079	1030	人員	727	675	701	639
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年																	
売春防止法	件数	1386	1138	1079	1030																	
	人員	727	675	701	639																	

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 6 人身取引対策の推進

ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>① 被害の発生状況の把握・分析</p> <p>・入国管理局では、関係機関、NGO、一般人等から、人身取引被害者の可能性がある外国人に関する情報提供を受けた場合、警察等と連携し、実態把握に努めている。また、人身取引事案について、その概要を法務本省で集約し、人身取引被害の発生状況等の把握・分析に努めている。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>① 被害の発生状況の把握・分析</p> <p>・「人身取引対策行動計画 2009」策定以後、「人身取引に関する関係省庁連絡会議」における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁と連携して、施策の着実な推進を図っており、第 3 次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>① 被害の発生状況の把握・分析</p> <p>・人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、今後更に関係府省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 6 人身取引対策の推進ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進

1 主な施策の取組状況

② 被害者の発見・保護

・(1)入国管理局では、関係機関からの通報を含め、人身取引の被害者である可能性がある事案について認知した場合は、警察と連携して、被害者保護の観点から迅速に摘発等を実施するとともに、悪質な雇用主、ブローカー等の検挙を念頭に置いた人身取引事犯の取締りを実施している。

また、保護した被害者について、在日外国公館、婦人相談所、NGO等に対し保護を依頼するなどし、被害者の所在が明らかになり二次的被害に及ぶ危険性を生じさせることのないよう、関係機関と連携している。

・(2)法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

また、法務省の人権擁護機関では、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。また、法務省ホームページ英語版に、人身取引に関する情報とともに、外国人のための人権相談所についての案内を掲載している。

2 取組結果に対する評価

② 被害者の発見・保護

・(1)「人身取引対策行動計画 2009」策定以後、「人身取引に関する関係省庁連絡会議」における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁と連携して、施策の着実な推進を図っており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。

・(2)「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であることを広報するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。

取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行う機会を提供することができたものと考えている。

なお、法務省の人権擁護機関で受けた人権相談のうち、外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数は、第3次男女共同参画基本計画が策定された平成22年は331件であったのに対し、25年は398件となっており増加傾向にある。人権侵犯事件として立件した事案の件数については、平成22年以降増減を繰り返している。また、人身売買（日本人、外国人を問わない。）に関する人権相談件数は、平成24年が多かったがほぼ横ばいの状況であり、また、人権侵犯事件として立件した事案は、平成22年以降は23年の1件のみである。

外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数及び人身売買に関する人権相談件数は、それぞれ全体に占める割合は少ないものの、いずれも一定程度の相談があり、さらに、人権侵害の疑いのある事案については人権侵犯事件として立件したものもあることから、これに適切に対応したことがうかがわれる。

様式 1

3 今後の方向性、検討課題等

② 被害者の発見・保護

・(1)人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、今後更に関係府省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。

・(2)今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。

また、外国人のための人権相談所の充実、人身取引被害者の発見・保護のための施策の充実のための方策について検討する必要がある。

4 参考データ、関連政策評価等

○ 外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
331	359	400	398

○ 外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件数（開始件数）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
80	69	96	69

○ 人身売買に関する人権相談件数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
10	8	27	7

○ 人身売買に関する人権侵犯事件数（開始件数）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0	1	0	0

（出典）法務省「人権侵犯事件統計」

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 6 人身取引対策の推進

ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>⑤ 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 入国管理局では、毎年 6 月に行われる「不法就労外国人対策キャンペーン月間」において、在留審査窓口や空海港、主要な駅前等で特に事業主に向けて不法就労防止への協力を呼びかけるリーフレットを配布するとともに、関係府省庁、地方公共団体、経済団体等に協力を依頼したり、ホームページや報道記者発表に掲載したりするなど不法就労防止のための啓発活動を行っている。あわせて、「出入国管理」(出入国管理行政の現況についての報告書)、入国管理局のパンフレット及びホームページに、人身取引防止に関する取組を掲載している。 ・(2) 法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1 年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>⑤ 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 「人身取引対策行動計画 2009」策定以後、「人身取引に関する関係省庁連絡会議」における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁と連携して、施策の着実な推進を図っており、第 3 次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 ・(2) 「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であることを広報するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>⑤ 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、今後更に関係府省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。 ・(2) 今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 6 人身取引対策の推進

ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>⑥ 男性被害者等の保護施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)「人身取引対策行動計画 2009」の検討課題を省庁横断的に検討するために設けたワーキンググループにおいて検討している。 ・(2)法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。 <p>また、法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>⑥ 男性被害者等の保護施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)現時点において、男性被害者を保護するためのシェルターの整備には至っていないが、女性に限らない人身取引被害者に対するシェルター機能を確保するため、関係府省庁との検討を継続しており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 ・(2)「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であることを広報するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。 <p>取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、人権侵犯事件について事案に応じた迅速な調査及び適切な救済措置を行う機会を提供することができたものと考えている。</p> <p>なお、法務省の人権擁護機関で受けた人権相談のうち、外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数は、第3次男女共同参画基本計画が策定された平成22年は331件であったのに対し、25年は398件となっており増加傾向にある。人権侵犯事件として立件した事案の件数については、平成22年以降増減を繰り返している。また、人身売買（日本人、外国人を問わない。）に関する人権相談件数は、平成24年が多かったがほぼ横ばいの状況であり、また、人権侵犯事件として立件した事案は、平成22年以降は23年の1件のみである。</p> <p>外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数及び人身売買に関する人権相談件数は、それぞれ全体に占める割合は少ないものの、いずれも一定程度の相談があり、さらに、人権侵害の疑いのある事案については人権侵犯事件として立件したものもあることから、これに適切に対応したことがうかがわれる。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>⑥ 男性被害者等の保護施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、今後更に関係府省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。 ・(2)今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。 <p>また、外国人のための人権相談所の充実、人身取引被害者の発見・保護のための施策の充実のための</p>

様式 1

方策について検討する必要がある。

4 参考データ、関連政策評価等

- 外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
331	359	400	398

- 外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件数（開始件数）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
80	69	96	69

- 人身売買に関する人権相談件数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
10	8	27	7

- 人身売買に関する人権侵犯事件数（開始件数）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0	1	0	0

（出典）法務省「人権侵犯事件統計」

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (6) 人身取引対策の推進

(ア) 「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>①被害の発生状況の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を各国へ派遣し、人身取引の発生状況及びその対策についての意見交換を実施している。 ・人身取引の防止のため、人身取引の送出国となっている近隣諸国との協力関係を構築している。 <p>②被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、IOM（国際移住機関）への拠出を通じ、人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っている。 <p>⑤広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省では、警察庁作成の10か国語対応（日本語含む）のリーフレットを在京大使館及び各国に所在する在外公館に配布し、人身取引の啓発に努めている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>①被害の発生状況の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年以降、「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ22か国に派遣し、訪問国の政府機関、国際機関及び現地NGOと被害の実態や訴追・保護の実績、内容等について意見交換を実施することにより、各国の状況把握ができ、また、具体的な協力関係を構築してきた。 ・とりわけ、人身取引の送出国となっているタイとの間では、人身取引の防止、法執行及び被害者の保護の3分野で協力を行うため、「人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォース」を立ち上げ、これまで5回の会合を開催し、被害者の適切な保護のための円滑な情報共有を図った。 <p>②被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IOMが実施する人身取引被害者帰国支援事業では、平成17年5月1日以降平成26年9月1日までに、計257名の帰国支援を実施しており、着実に我が国での被害者保護を実施できている。 ・当省に在京大使館やIOMを通じて人身取引と疑われる事案についての情報が寄せられた場合には、警察や法務省と連携し、適切な対応を行った。 <p>⑤広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外において、未だ人身取引に関する周知が十分でないことから、引き続き在京大使館及び我が方在外公館を通じ、人身取引の危険性及び被害に遭った場合の救済措置について幅広く啓発活動を実施する必要がある。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>①被害の発生状況の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年中の政府調査団派遣も視野に入れ、人身取引の予防・被害者の適切な保護のための情報収集を引き続き近隣諸国と協力し行う。 <p>②被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省では、在京大使館に働きかけて通報窓口を拡大することにより、外国人被害者の窓口機能を充

様式 1

実させることを検討している。

⑤広報啓発

- ・引き続き在京大使館及び我が方在外公館を通じた啓発活動を行う。

4 参考データ、関連政策評価等

- ・ IOM人身取引被害者帰国支援事業・帰国者の出身国別統計（※以下のうち1名のみ男性被害者）
フィリピン 116名，インドネシア 61名，タイ 58名，中国（台湾，香港含む）17名，
韓国 4名，コロンビア 1名
- ・ 人身取引対策に関する政府協議調査団協議実績
フィリピン（平成16年9月，17年1月，23年11月，26年2月），タイ（平成16年9月，平成18年5月，20年2月，23年3月，24年12月），カンボジア（平成19年1月），ラオス（平成19年1月），オーストリア（平成20年2月），韓国（平成21年3月），米国（平成20年2月，22年3月），インドネシア（平成18年5月，平成20年2月），ルーマニア（平成17年7月，20年2月），ロシア・ウクライナ（平成17年7月），バチカン（平成20年2月）
- ・ 日タイ共同タスクフォース会合
第1回：平成18年5月（於：バンコク），第2回：平成19年9月（於：東京），第3回：平成23年3月（於：バンコク），第4回：平成24年8月（於：バンコク），第5回（特別会合）：平成24年12月（於：チェンマイ）

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 6 人身取引対策の推進

ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>① <input type="checkbox"/> 被害の発生状況の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国管理局や婦人相談所等の関係機関と連携し、水際での取締り及び悪質な雇用主等に対する取締りの強化、被害者の早期保護並びに国内外の人身取引事犯の情報共有、実態解明を図っているほか、関係省庁、関係国の在京大使館、被害者を支援する民間団体等との間で、年 1 回コンタクトポイント連絡会議を開催して緊密な情報交換を行っている。 <p>② 被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成しており、各種窓口や店舗等に配布している。 ・ 被害者を発見・認知した場合には、早期に保護し、保護施設に引き継ぐ等適切な保護措置を講じている。 <p>⑤ 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被疑者を検挙した場合等には、時機に応じて適切に報道発表を行っている。 <p>⑥ 男性被害者等の保護施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性被害者等の保護施策については、関係省庁により検討中である。 												
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>①②⑤⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府を挙げて人身取引に対する施策を積極的に推進しているところ、平成 25 年中の人身取引事犯の検挙件数は 25 件、人員は 37 人となっている。 												
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>①②⑤⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、人身取引対策行動計画に従って、関係法令による取締りの徹底・適切な被害者の保護を図ると共に、関係機関との連携を強化し、人身取引対策を推進する。 												
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>○ 人身取引事犯の検挙状況等</p> <table> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>検挙件数：25 件</td> <td>検挙人員：37 名</td> <td>被害者数：17 名</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年</td> <td>検挙件数：44 件</td> <td>検挙人員：54 名</td> <td>被害者数：27 名</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年</td> <td>検挙件数：25 件</td> <td>検挙人員：33 名</td> <td>被害者数：25 名</td> </tr> </table> <p>(出典「平成 25 年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)</p>	平成 25 年	検挙件数：25 件	検挙人員：37 名	被害者数：17 名	平成 24 年	検挙件数：44 件	検挙人員：54 名	被害者数：27 名	平成 23 年	検挙件数：25 件	検挙人員：33 名	被害者数：25 名
平成 25 年	検挙件数：25 件	検挙人員：37 名	被害者数：17 名									
平成 24 年	検挙件数：44 件	検挙人員：54 名	被害者数：27 名									
平成 23 年	検挙件数：25 件	検挙人員：33 名	被害者数：25 名									

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 6 人身取引対策の推進ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進**1 主な施策の取組状況**

②被害者の発見・保護

・人身取引被害女性に対する支援について、昨年度（25 年度）策定された「婦人相談所ガイドライン」において規定しており、各都道府県に対して周知を行った。

③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実

④被害者のニーズに合わせた支援の実施

・婦人相談所においては、警察・入国管理局からの依頼等により、外国籍の人身取引被害女性の一時保護を行っており、母国語の通訳の雇上げを行う他、他の制度等が利用できない場合においては、被害女性の医療に係る支援も行っている。

（医療費について、婦人相談所運営費負担金の外国人婦女子緊急一時保護経費を利用した場合は、本人負担は無い。）

・「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（平成 23 年 7 月 1 日：人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）の「3. 被害者の保護に関する措置」において、婦人相談所は人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、必要な通訳の確保、カウンセリング、医療ケア等の実施、被害者に対する法的援助に関する周知等、被害者の状況に応じ保護中の支援を行うことと規定されている。

⑤広報啓発

・人身取引について社会的な啓発を図り、人身取引撲滅を推進するため、毎年 11 月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係団体等にポスターを配布している。

2 取組結果に対する評価

②被害者の発見・保護

・人身取引被害女性に対する支援について、昨年度（25 年度）策定された「婦人相談所ガイドライン」において規定しており、各都道府県に対して周知を行った。

③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実

④被害者のニーズに合わせた支援の実施

・第 3 次男女共同参画基本計画が始まった平成 22 年度以降、婦人相談所運営費負担金の中の「外国人婦女子緊急一時保護経費」において、外国籍の人身取引被害女性に係る医療費等の支援について、継続して実施している。

⑤広報啓発

・関係省庁と連携して、広報啓発の推進を行っており、第三次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。

様式 1

3 今後の方向性、検討課題等

②被害者の発見・保護

- ・引き続き「婦人相談所ガイドライン」の普及に努める。

③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実

④被害者のニーズに合わせた支援の実施

- ・引き続き人身取引対策行動計画に基づき対応を行う。

⑤広報啓発

- ・引き続き、人身取引について社会的な啓発を図り、人身取引撲滅を推進するため、毎年 11 月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」のポスターの配布など、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、広報啓発を行う

4 参考データ、関連政策評価等

- ・婦人相談所運営費負担金（負担金の中で、外国籍の人身取引被害女性に係る医療費等の支援を実施している。）

平成 22 年度予算額 18,771 千円の内数

平成 26 年度予算額 17,692 千円の内数

- ・婦人相談所における人身取引被害女性の保護状況（厚労省雇・児局家庭福祉課調べ）

平成 22 年度 33 人

平成 25 年度 5 人

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 6 人身取引対策の推進

ア 「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身取引に関する啓発用ポスターを作成し、人身取引被害者を認知した際には、警察や入国管理局への通報を促している。 ・平成23年10月、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関に対し、人身取引被害者の保護に関する適切な対応について周知した。 <p>⑤ 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成、配布している。 ・人身取引対策ポスター及びリーフレットを作成、配布し、人身取引根絶に向けた広報を実施し、国民の意識の啓発と協力を促している。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身取引被害者を認知した場合の適切な対応等について周知しておくことで、相互に連携した適切な保護につながったと考えられる。 <p>⑤ 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、ポスターやリーフレットを作成し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことにより、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。 ・売買春を含む人身取引被害防止のための意識啓発に一定の成果があったと考えられる。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外国人被害者に対しても、適切な支援が行われるよう広報に努めていく。 <p>⑤ 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報啓発活動を実施し、国民の意識啓発と協力の確保に努める。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及びセクハラ指針の内容について、平成 25 年 12 月の改正内容も含め、周知・啓発を図るとともに、措置を講じていない企業に対しては是正指導を行っている。 ・専門知識を持った雇用均等指導員を都道府県労働局雇用均等室に配置し、労働者及び企業等からの相談に適切に対応している。 ・また、セクシュアルハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることについて、医療機関や労使団体にリーフレットを配布することなどにより周知を図るとともに、臨床心理士等の資格を持った担当者が労災請求に関する相談に応じるなど、精神障害を発病した労働者が相談しやすい環境の整備を行っている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の周知や履行確保に取り組むとともに、平成 25 年 12 月にセクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底の観点から、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであることを明示する等、セクシュアルハラスメントに関する指針の見直しを行った。 ・セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病したとして労平成 25 年度に 28 件災認定されており、適切に対策が取られている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアルハラスメントに関する雇用管理の改善の推進を図るため、引き続き、男女雇用機会均等法等の周知・啓発を図るとともに、労働者や企業からの相談に適切に対応していく。 ・セクシュアルハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることを引き続き周知するとともに、臨床心理士等の資格を持った職員の活用等により、精神障害を発病した労働者からの相談に適切に対応する。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年12月4日～10日を「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」と定め、その期間中、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム」及び「セクシュアル・ハラスメント防止講演会」を開催している。 ・毎年、各府省の人事担当者を対象に、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）防止対策の取組状況、相談・対応事例についての情報交換を行うなどの「セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議」を開催している。 ・毎年、各府省のセクハラ相談員を対象とした「セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー」を開催している。 ・毎年、各府省の人事担当者を対象とした「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを実施している。 ・平成26年7月に、各府省においてセクハラ防止を目的とした研修の実施の徹底や職員が相談しやすい苦情相談体制の整備を図るよう「セクシュアル・ハラスメントの防止等について」（局長通知）を改正し、各府省に要請した。 ・セクハラ防止のための啓発リーフレットを作成し、各府省を通じて職員に配付した。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、職員に対してセクハラ防止等に関する啓発等を行うため、「セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム」及び「セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議」を開催し、また、職員に対して啓発用のリーフレットを配付した。 ・毎年、各府省を対象とした「セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議」を開催し、セクハラ防止対策や取組状況、相談・対応事例についての情報交換を行い、また、各府省のセクハラ相談員を対象とした「セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー」を開催した。 ・毎年、各府省の人事担当者を対象とした「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを実施した。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、職員に対して、セクハラ防止等についての意識を啓発するとともに、各府省に対しても、セクハラ防止等の取組を推進していくことを要請する。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
ア 雇用におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セクシュアル・ハラスメント防止対策として各種研修の機会を捉えて講義を行っているほか、人事院主催のセクシュアル・ハラスメント防止研修指導者養成セミナーへの職員の参加、セクシュアル・ハラスメント相談員の指定によって相談体制を整備している。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事院主催のセミナーには、セクシュアル・ハラスメント相談員に適格性のある職員を積極的に参加させ、平成 25 年度は相談員に 11 名を指定し、適切な相談体制を整備した。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き研修を行うなどして職員の意識付けを図り、セクシュアル・ハラスメント防止対策に努める。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>・文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立大学法人等に対し、人事院規則や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き取組を促している。</p> <p>また、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。</p>						
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>・教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に資するものであったと考えられる。</p>						
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>・文部科学省としては、引き続き各国立大学法人等に対し、必要な情報について提供を行う等、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底に努める。</p> <p>また、平成 27 年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等の配置に係る経費を要求している。</p>						
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>○全学的に教員に対し、学内におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための対策を実施している大学の割合</p> <table border="0"> <tr> <td>(平成 20 年)</td> <td>91.2%</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年)</td> <td>91.9%</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年)</td> <td>98.6%</td> </tr> </table> <p>※平成 23 年度の値は、大学全体で学生・教職員を対象としたセクシャルハラスメント等防止（アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等も含む）の取組を実施している大学の割合。</p> <p>(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	(平成 20 年)	91.2%	(平成 21 年)	91.9%	(平成 23 年)	98.6%
(平成 20 年)	91.2%					
(平成 21 年)	91.9%					
(平成 23 年)	98.6%					